

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年6月14日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800003号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800026号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年12月29日から平成2年1月1日まで

私は、A社を退職する際、平成元年12月末で退社する旨を上司に伝えた記憶がある。しかし、私の厚生年金保険被保険者記録は、平成元年12月29日喪失となっており、平成元年12月28日で退職したことになっている。資格喪失年月日が異なることで1か月の未加入期間が生じているので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社において、平成元年12月31日まで在籍し、同日付けで、退職した旨の主張をしている。

しかしながら、A社が会社分割した後、同社の会社分割前の人事記録等を引き継いだB社の事業主は、請求者の退職日が分かる資料の保管はないものの、A社では退職届を基に雇用保険の喪失手続を行うことから、雇用保険の離職日が請求者の退職日である旨の陳述をしているところ、雇用保険の記録によると、請求者の離職年月日は、平成元年12月28日となっており、オンライン記録における厚生年金保険の資格喪失年月日と符合している。

また、複数の同僚に照会したが、請求者の退職日についての具体的な陳述はなく、給与明細書等の資料も得られなかった。

さらに、B社は、請求期間当時の資料は保管していない旨の回答をしており、請求者の人事記録及び給与関係資料等を確認することができない上、請求者も給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700465号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800027号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和46年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成13年5月31日から同年6月1日まで

私は、A社に平成13年5月31日まで勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成13年5月31日になっており、平成13年5月の1か月が被保険者期間となっていない。厚生年金保険被保険者の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社と合併したB社が発行した在籍証明書、A社の元給与担当者の回答及び陳述並びに請求期間当時においてA社に勤務をしていた複数の同僚の回答より、請求者は、請求期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は平成18年4月*日に合併により解散しており、請求期間当時の事業主は死亡している上、役員であった事業主の妻は貸金台帳等の資料は不明である旨陳述しており、厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、B社の人事担当者は、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について合併前の別会社のため不明である旨回答している。

さらに、請求者は、給与明細書等の厚生年金保険料の控除に関する資料を保管していない旨回答及び陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。